様式第３号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

鳥取県八頭郡八頭町長　　　　印

教育・保育給付認定(変更)申請却下通知書

　下記の申請については、次の理由により却下しましたので通知いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 児童 |  |
| 内容 |  |
| ・不服申し立て及び取消訴訟  １　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、八頭町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。  ２　また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して、６か月以内に八頭町を被告として（訴訟において八頭町を代表するものは八頭町長となります。）、提起することができます。  　　ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に提起にすることができます。 | |